

令和6年度京都市林業安全衛生教育講習業務 受託候補者選定審査基準

本審査基準は、提出された企画提案書等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を選定するための基準を示すものである。

1 選定者

京都市の職員により構成する「令和6年度京都市林業安全衛生教育業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価し、受託候補者を選定する。

2 選定方法

選定委員会において、別表に掲げる評価項目について採点し、評価点が60点以上で最も高い評価点を得たもので、受託者として適切と判断された者を、受託候補者として選定する。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

3 評価項目及び配点

各選定委員は、別表の「見積金額」を除く各項目についてA～Eの5段階で評価し、各項目の配点に以下の評価係数を乗じて合計したものを評価点とする。各応募者の評価点は、全選定委員の評価点の平均点とする（小数第2位切捨）。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	極めて良好
B	0.8	良好
C	0.6	普通
D	0.4	やや不十分
E	0.2	不十分

4 失格の条件

以下に挙げる場合は、失格とする。

- (1) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 見積金額が委託上限額を超えている場合
- (3) 提案書等に必要項目が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合

別表 評価項目及び配点

項目	評価内容	配点
業務実績 (10点)	・類似の事業の受託実績は十分か。	10
業務実施体制 (20点)	・本業務を安定的に実施する組織体制はあるか。 ・連絡調整は迅速な対応が可能か。	10
	・講師は、専門的な知識及び経験を有する者を選定しているか。	10
企画内容評価 (60点)	・本業務の趣旨を理解し、仕様書の内容を企画に反映したものであるか。	15
	・受講者が役立つ知識やスキルが身に着く実践的な研修内容であるか。	15
	・効果的な手法・技法を盛り込み、実現可能な内容となっているか。	15
	・受講者を惹きつける企画内容になっているか。	15
見積金額 (10点)	・見積書の合計金額を基に、以下の計算式により算出する。 配点＝10点×（最低提示価格／応募者提示価格） ※小数第2位を切捨てとする。 ※応募が1者の場合は、6点とする。	10
合計		100